

四日市市路上喫煙の禁止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年11月28日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第69号

四日市市路上喫煙の禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市路上喫煙の禁止に関する条例（平成28年四日市市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(告示事項)

第2条 条例第5条第3項及び第6条第2項の規定により告示する事項は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 新たに路上喫煙禁止区域を指定した場合

- ア 指定した路上喫煙禁止区域
- イ 路上喫煙を禁止する時間（終日の場合はその旨）
- ウ 指定の効力が生ずる日

(2) 路上喫煙禁止区域の指定を変更した場合

- ア 指定を変更した路上喫煙禁止区域
- イ 変更の内容
- ウ 指定の変更の効力が生ずる日

(3) 路上喫煙禁止区域の指定を解除した場合

- ア 指定を解除した路上喫煙禁止区域
- イ 指定の解除の効力が生ずる日

(身分証明書の携帯)

第3条 条例第8条の規定による指導及び条例第10条の規定による過料の処分に係る事務に従事する者は、身分証明書（第1号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導)

第4条 条例第8条の規定による指導は、口頭により行うものとする。

(告知及び弁明の機会の付与)

第5条 市長は、条例第10条の規定による過料の処分を受ける者に対し、地方自治

法（昭和22年法律第67号）第255条の3第1項の規定により告知し、及び弁明の機会を与えるときは、告知・弁明書（第2号様式）により行うものとする。

（過料）

第6条 条例第10条の規定により科すべき過料の額は、2,000円とする。

2 市長は、条例第10条の規定による過料の処分を行うときは、過料の処分を受ける者に対して路上喫煙に係る過料処分決定通知書（第3号様式）を交付するものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

第1号様式 (第3条関係)

(表)

		第 号
四日市市路上喫煙の禁止に関する条例施行規則 第3条の規定による身分証明書		
写真	氏 名	
	生年月日	
年 月 日 発行		
四日市市長		印

(裏)

四日市市路上喫煙の禁止に関する条例施行規則 (抜粋)

(身分証明書の携帯)

第3条 条例第8条の規定による指導及び条例第10条の規定による過料の処分に係る事務に従事する者は、身分証明書(第1号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導)

第4条 条例第8条の規定による指導は、口頭により行うものとする。

(告知及び弁明の機会の付与)

第5条 市長は、条例第10条の規定による過料の処分を受ける者に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の3第1項の規定により告知し、及び弁明の機会を与えるときは、告知・弁明書(第2号様式)により行うものとする。

(過料)

第6条 条例第10条の規定により課すべき過料の額は、2,000円とする。

2 市長は、条例第10条の規定による過料の処分を行うときは、過料の処分を受ける者に対して路上喫煙に係る過料処分決定通知書(第3号様式)を交付するものとする。

第 年 月 号 日

告知・弁明書

氏名	様
住所	都・道・府・県
電話番号	自宅・勤務先・携帯電話

四日市市長



あなたは下記のとおり路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしました。
 これは、四日市市路上喫煙の禁止に関する条例第7条の規定に違反し、同条例第10条の規定により金2,000円の過料処分の対象となります。

記

違反の日時場所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 四日市市
弁明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 上記事實は、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。

以上、相違ありません。

署名	
----	--

(参考) 四日市市路上喫煙の禁止に関する条例 (抜粋)

(路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止)

第7条 何人も、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

(指導)

第8条 市長は、前条の規定に違反して禁止区域内において路上喫煙をした者に対し、路上喫煙を止めるよう指導することができる。

(罰則)

第10条 第7条の規定に違反して路上喫煙禁止区域において路上喫煙をした者で、第8条の規定による指導に従わなかった者は、2万円以下の過料に処する。

路上喫煙に係る過料処分決定通知書

氏 名		様
住 所	都・道・府・県	

四日市市長



<p>あなたは、四日市市路上喫煙の禁止に関する条例第7条の規定に違反して、路上喫煙禁止区域において路上喫煙を行うとともに、第8条の規定に基づく指導に従わなかったことから、同条例第10条及び四日市市路上喫煙の禁止に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、金2,000円の過料に処します。</p>	
違反行為の日時	年 月 日 時 分
違反行為の場所	四日市市

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

(環境部生活環境課)